

千葉商科大学国府台学会会則（抜粋）

第 2 条 本会は、会員の研究助成とその発表普及を目的とする。

第 3 条 本会は、千葉商科大学の専任教員をもって組織する。

第 4 条 本会は、次の事業を行なう。

1. 機関誌『千葉商大論叢』『千葉商大紀要』の発行。
2. 各種研究会・講演会の開催。
3. その他本会の目的を達成するために適当と認められる事業。

第 5 条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 学長がこれにあたる。
2. 運営委員長 運営委員の互選による。
3. 運営委員若干名 会員総会で選出され任期は1年とし本会の事務を分担する。

前 号 目 次

論 説

孔子の倫理哲学論（4）

— 道徳論を中心として —……………浅 井 茂 紀（1）

メールヒェンの形式意志について……………塩 谷 透（13）

The Grammaticalization of *NP of NP*

Phrases: The Case of *No End of*……………YAMAZAKI, Satoshi（29）

「がん対策基本法」の立法過程

— 脳死・臓器移植問題とクローン人間作製禁止問題との
比較を通じて —……………田 村 充 代（49）

安保条約自動延長・沖縄返還と『世界』

— 日米同盟をめぐる論説の検証（3） —……………水 野 均（61）